

ポリエチレンテレフタレート製無延伸シート・フィルム
及びその製品の食品衛生安全性に関する自主規制基準
—再生原料樹脂の使用に関わる製品安全性のために—

—Ver5.2—

(要約)

平成28年2月補正

P E T トレイ協議会

自主規制基準の骨子（１）

食品容器包装器具に関する基本原則

1

食品用容器包装器具は、食品衛生法第15条、第16条、並びに第18条に定める規格基準に適合し、

2

ポリオレフィン等衛生協議会の自主基準、
特にポジティブリスト（PL）に適合していること。

3

ポジティブリスト（PL）にない不純物を含む可能性のある再生原料は使用しないこと、
ただし、次の場合には安全性の確認できる範囲で利用することができる。

自主規制基準の骨子（2）

再生原料の使用に関する基本原則

4

容器包装リサイクル法の下で分別収集された使用済の飲料・しょうゆ用PETボトルから
化学的または物理的再生工程で再生された原料（フレーク状またはペレット状）。

化学的再生工程による再生原料は

ポリ衛協に登録されている銘柄は未使用原料と同じ扱いとする。

物理的再生工程による再生原料は、厚労省食品安全部の発出した

“食品用器具容器包装における再生プラスチック材料の使用についての指針（平成24年4月）”

の基準に従って、当協議会に登録した銘柄は食品用器具容器包装に使用できる。

ただし、本自主規制基準 Ver.5.2 に定める使用条件に従うものとする。

5

未使用原料で食品用容器包装器具を製造する工場内の再生原料。

ただし、ポジティブリスト外の物質が含有しないことを確認できる配合処方品に限定する。

シート及びフィルムの原料に関する基準

1 原料の種類とその範囲（表1）

原料はその用途と使用条件等により、次の種類から選択して使用する。

未使用原料（V）

未使用原料による製造ライン内の再生原料

（VF1：自社工程、VF2：他社工程）

使用済PETボトルから容り法の下で再商品化された原料

Vc：厚労省が使用を承認した化学的再生工程の再生原料。

（出発原料からの再重合品なので未使用原料であると認知されている）

MRP：厚労省が使用を承認した物理的再生工程の再生原料（現時点では存在しない）。

RFDA：本会の会員が自社工程をFDAに申請して承認された場合、その再生原料。

AFDA：本会の会員がFDAから認められた再生工程を設備して、所定の評価試験で

除去能力を確認できた場合、その再生原料。

MRG・MRA：容り協会指定の再生事業者の製造する再生原料。

その他の再生原料：回収源・配合処方が不明のもの（RX）。

シート及びフィルムに関する自主規制

1 製造設備

PETトレイ協議会の推奨する同方向2軸・真空脱気式押出機と異物除去機構を有する2種3層シート製造装置を使用する。

2 未使用樹脂による不純物バリア層

食品容器包装器具用のシート・フィルムに再生原料（MRG, MRA, RFDA, AFDA）を使用する場合は、2種3層構成で製造し、再生原料は中間層に使用すること。
表層には未使用原料（V, Vc）並びにそれに準ずる原料（VF1, VF2）を使用する。

3 層構成、原料配合とその公開（表2）

シート・フィルムの製造者は、自主規制基準マーク、会員番号、分類記号（3点セット）を包装単位ごとに表示して、材質・層構成の情報を公開する。

（使用者、成形加工業者の誤用を回避することで安全性を確保するため。）

シート加工品に関する基準

1 用途分類（表3）

加工品の用途を分類し、分類ごとに衛生安全性の観点から使用するシートとフィルムの分類を選択して使用する。

2 再生品の用途・使用限定（表4・表5）

再生原料を使用したシート・フィルムを利用する場合は、用途及び使用条件を本基準書により自主規制する。

原則として表4・表5の基準によりシート・フィルムを選択できる。

3 登録制度による安全性確保

会員は銘柄ごとに本協議会の登録制度による登録証とマーク使用許可書を取得する。

4 情報の公開

会員は登録した銘柄をホームページ上に掲載して、品質の安全を宣言する。

また、自主規制基準マーク、会員番号、分類記号（3点セット）を加工品ごとに表示して材質・層構成に関する情報を公開することができる。

表 示 方 法

シート・フィルム

巻き状シート・フィルム、平板状シート

包装紙上のラベル内、またはすぐ傍に・印刷・ゴム印等で明示する。

製 品（容器・包装・器具）

- ① 製品本体に刻印する。
- ② 製品本体にスペースがない場合は、ラベルで表示する。
- ③ 製品の包装袋、紙箱、段ボールにも表示する。

詳しくは、表示に関する実施規程と細則に従って行う。

マークの使用許可

- ➡ PETトレイ協議会の正会員が申請して、確認審査を受けた製品にのみ、マークの使用が許可される。
- ➡ 正会員はシート・フィルム、製品とも銘柄別にPETトレイ協議会審査室にマークの使用許可を申請する。
(審査室は提出された資料とサンプルによって衛生安全性を確保できることを確認して、マークの使用を許可する。)

表 1

<u>原料の種類</u>			
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">未使用原料</div> <p>V, Vc ポリ衛協自主規準適合</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再生原料（使用済）</div> <p>MRG/MRA/RFDA /AFDA 容り法で分別収集・再商品化</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">工程内再生原料（未使用）</div> <p>VF1, VF2 ポリ衛協自主規準適合</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">回収源不明原料</div> <p>RX 非食品用（配合処方不明）</p>
<u>シート配合処方の種類</u>			
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">未使用原料系配合処方</div> <p>V1配合：V, Vc, VF1で構成。 V2配合：V, Vc, VF1, VFで構成。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再生原料系配合処方1</div> <p>R1配合：RFDAまたはAFDAで構成。 R2配合：MRG、MRAで構成。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再生原料系配合処方2</div> <p>R3：RXを含む構成。</p>	
<u>添加剤・色材</u>			
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">未使用原料系配合処方</div> <p>ポリ衛協自主規準適合材料のみ</p>			

シート・フィルムの分類

単層品

(未使用樹脂系) V1, V2

(再生樹脂系) R1, R2, R3



2種2層品

V1/V1, V1/V2, V1/R1, V2/R1, V1/R2, V2/R2, V2/R3, R2/R3



2種3層品

V1/V1/V1, V1/V2/V1

V1/R1/V1, V2

V2, R2/R3/R2



表 3

製品の用途分類

大分類	中分類	食品衛生法による規制	用途例
A 食品接触の 容器包装器具	1群 乳及び乳製品、レトルト食品、清涼飲料、一般食品（水性食品・酸性食品・酒類・脂肪性食品）。	食品衛生法第15条、第16条、第18条（規格規準：用途規制及び材質規制）、厚労省告示370号（昭和34年）、	容器包装は表5-3aに例示、器具は表5-3bに例示した。
	2群 皮付・保護殻付食品（未加工食材）、乾燥食品（遊離脂肪なし）、いずれも空気層を隔てた接触状態のものに限定する。	乳等省令52号（昭和26年） 食品分類と具体例は表5-2に例示した。	2群は表5-5（B2a）、表5-6に例示した。
B 食品非接触の 容器包装器具	1群 食品と接触を否定できないもの	食品衛生法第15条、第16条、第18条（規格規準：用途規制及び材質規制） 厚労省告示370号（昭和34年）	表5-4に例示した。
	2群 食品と接触を否定できるもの		表5-5（B2b）に例示した。
C 事務用品・ 日用品・雑貨他	1群 消費者が手で触れたり口に付けたりする可能性のあるもの	おもちゃは食品衛生法第18条で規制されている。	①玩具、②事務用品、文房具
	2群 消費者が手で触れたり口に付けたりする可能性の全くないもの		
D 工業資材 土木建築資材、 農漁業資材、他	1群 食材・食品の生産に使用されるもの。	食品衛生法第15条、第16条、第18条（規格規準：用途規制及び材質規制） 厚労省告示370号（昭和34年）	
	2群 食材・食品の生産に全く関係のないもの。		

用途分類 A 食品と接触する容器及び蓋

表5-3a

種別	食品例
乳製品	乳飲料、ヨーグルト、アイスクリームなど（乳等省令による規制、2群のみ）
飲料	コーヒー飲料、果実飲料など（清涼飲料省令による規制）
刺身	カルパッチョ、まぐろの角切、刺身サラダ、盛り合わせ、さくもの、珍味、丸もの
サラダ	ポテトサラダ、明太子サラダ、カットサラダ、海鮮サラダ、青菜サラダ、きのこのパスタサラダ、イタリアンサラダ、フレッシュサラダ、ローストビーフサラダ、グリーンサラダ、スモークサーモンサラダ、シーザーサラダ、生ハムロースサラダ、スティックサラダ
惣菜	竹の子煮、夏野菜煮物、肉じゃが、すき焼き、さんま南蛮漬け、なす揚げ煮びたし、ヤリイカやわらか煮、銀むつ煮漬、揚げとホタテの煮物、コロケ、とんかつ、ハムカツ、チキンささみカツ、チキンの唐揚、春巻き、牡蠣フライ、エビフライ、厚パイグラタン、グラタン、ドリア、生春巻き、煮豆、焼き餃子、シュウマイ
寿司	ちらし寿司、にぎり寿司、巻き寿司、いなり寿司
サンドイッチ	フレッシュサンド
パン及びケーキ	各種パン、クッキー、パウンドケーキ、チーズケーキ、シフォンケーキ、焼きプリン、ピーチジュレ、ショートケーキ、シュウクリーム、デコレーションケーキ
生和菓子	おはぎ、饅頭、羊羹、串団子
乾き菓子	せんべい、ポテトチップ
麺及び加工品	冷やし中華、冷やし素麺、茶そば、冷やしうどん、ビビン麺、稲庭うどん、パスタ、冷麺、ざるうどん、ヤキソバ
生肉及び加工品	ハム、ソーセージ、ベーコン、ゲタバラ焼肉、赤ゼンマイ焼肉、シマ腸焼肉
水産物&加工品	佃煮、めかぶ、塩辛、もずく
漬物	キムチ、梅干、白菜浅漬、きゅうり・なす浅漬
豆腐	ざる豆腐、よせ豆腐
味噌	味噌類、味噌加工品
調味料	マヨネーズ、ドレッシング、醤油、たれ、果実絞り汁

用途分類 A

食品と接触する容器及び蓋

表5-3a(続き)

種別	食品例
カット果物・野菜	西瓜、盛り合わせフルーツ、カット野菜（皮を剥いたり、切り分けたもの）
果物	苺、ぶどう、チェリー（桜桃）、プチトマト（丸のまま、皮付で食べるもの）
冷凍食品	枝豆（皮付）
乾燥食品	削り節、鰹節、ピーナッツ（加工済）、パン（表面に遊離脂肪のないもの）、乾麺、ドライフルーツ、バナナチップ、乾燥野菜
塩干物	焼きのり、魚の干物（表面に遊離脂肪のないもの）、干し椎茸、しらす、ちりめんじゃこ
果物	かんきつ類、林檎、梨、キウイ、びわ（未加工で、皮を剥いて食べるもの）
農産物	えのき、しめじ、しいたけ（生）、まいたけ、菌茸類・芽もの野菜等（未加工のもの）
穀付食材	卵類、落花生（未加工のもの）

用途分類 A

食品と接触する器具

表5-3b

<p>器具とは、飲食器、割ぼう具と食品または添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受または摂取の用に供され、かつ、食品または添加物に直接接触する機械、器具その他のものをいう。ただし、農業、水産業における食品の採取に供される機械、器具その他の者は含まれない。</p>	<p>A-PET製クリアカップ（ファストフード、コーヒーショップ、機内食サービス、車内販売サービス、家庭用品、その他） 蓋類（ファストフード、コーヒーショップで使用するクリアカップ、紙コップのかぶせ蓋）</p> <p>（注）表5-3a、表5-3bの具体例は無延伸PETで製造された容器、包装、器具の具体的な用途であり耐熱性のあるC-PETトレイ、発泡トレイ〔セルベット〕も含まれる。</p>
---	--

用途分類 B2a

食品関連の用途

表5-5(1)

<p>食品と直接接触するが、短時間・室温以下の輸送・貯蔵・販売で使用するための容器包装</p>	<p>食品と容器形態：表5-6に記載するもの。この表に掲載する食品は会員から申請により審査室で検討して、必要によっては判定委員会を開催、判断が分かれるときは行政当局の判断に委ねるものとする。</p>
<p>ただし、未加工・未調理の食品(材)で皮・殻付きの農産物・畜産物などのうち特定の食品で、容器形態、使用条件も限定する。</p>	<p>使用条件：予期せぬ不純物が、皮・殻を含む食品側に移行しない使用条件であること。原則として室温以下、短時間の使用で、接触状態で水・油が介在しないこと。</p>

用途 B2b

食品関連の用途

表5-5(2)

<p>食品と直接に接触する可能性のない容器包装</p>	
<p>缶、瓶、カップ型プラ容器、プラボトル、ポリ袋などの十分なバリア性機能を有する容器に密封された食品を詰める紙箱内の中仕切りなど</p>	<p>事例： ①カップ麺の箱詰緩衝パック ②缶ビール・ビン詰め調味料などの箱詰中仕切り</p>

輸送用緩衝底敷き(グリーンパック)・・・食品容器の形状でないもの		
りんご	梨	キウイフルーツ
桃	柿	
輸送用兼販売用クラムシェル(卵パック)・・・食品容器の形状でないもの		
鶏卵(生)	うずらの卵(生)	
販売用フルーツパック・・・食品容器に近い形状のもの		
いちご	ぶどう	桜桃
びわ	梨	りんご
柿	みかん	キウイフルーツ
プラム	桃	マンゴスチン
販売用野菜パック・・・食品容器に近い形状のもの		
ミニトマト	トマト	えのき茸
しめじ茸	まい茸	ししとう
みょうが	しょうが	かいわれ大根
さといも	ゆり根	くわい
芽きゃべつ	エシャレット	食用菊
大葉		

(注1) ゆで卵、温泉たまごなどは加工食品であり、殻付きでも分類Aの扱いとする。

(注2) 容器部会で要望された品目を候補として記載したが、厚労省食品安全部のご指導によっては削除する場合もある。

表 4

シートの分類と用途と使用条件（法規制と自主規制基準）

シート分類		法規制	自主規制	制限
単層及び2種2層シート	V 1 (V 1/V 1)	全ての用途に使用できる。ただし、食品衛生法による規格基準に従うこと。	全ての用途に使用できる。ただし、ポリ衛協自主基準に従うこと。	食品衛生法第15条、第16条、第18条（規格規準）による規制に従うこと。 （注）原則的な使用条件を示したもので、個別の確認申請時に科学的データに基づいて判断し、疑問がある場合は専門家を含む判定委員会に判定を委ねる。
	V 2 (V 1/V 2)			
	R 1 (V 1/R 1) (V 2/R 1)	B 2 b、C 2、D 2群にのみ使用可。	B 2 b、C 2、D 2群にのみ使用可。	
	R 2 (V 1/R 2) (V 2/R 2)	B 2 b、C 2、D 2群にのみ使用可。	B 2 b、C 2、D 2群にのみ使用可。	
	R 3 (V 2/R 3) (R 2/R 3)			
V 1/V 1/V 1 V 1/V 2/V 1	全ての用途に使用できる。ただし、食品衛生法による規格基準に従うこと。	全ての用途に使用できる。ただし、ポリ衛協自主基準に従うこと。		
2種3層シート	V 1/R 1/V 1 V 2/R 1/V 2	全ての用途に使用できる。ただし、再生プラスチックの指針に従うこと。	全ての用途に使用できる。ただし、自主規制基準 Ver.5.2に従うこと。	
	V 1/R 2/V 1 V 2/R 2/V 2	B 2 b、C 2、D 2群にのみ使用可。	A、B 1、C 1、D 1、B 2 a群に使用する場合は、自主規制基準 Ver.5.2 に従って特定の用途と条件下でのみ使用可とする。 B 2 b、C 2、D 2群に使用可。	
	R 2/R 3/R 2		B 2 b、C 2、D 2群にのみ使用可。	

表 5

シートの分類と用途制限（自主規制基準）

シート分類		A	B1	B2 a	B2 b	C1	C2	D1	D2	摘要
単層及び2種2層シート	V1 (V1/V1)	○	○	○	○	○	○	○	○	<p>食品衛生法 第15条、 第16条、 第18条（規格規準） による規制に従うこと。</p> <p>○ 使用可 × 使用不可 ● 規定に従って特定の条件下でのみ使用可 *FDAの認可条件に従うこと。</p> <p>（注）原則的な使用条件を示したもので、個別の確認申請時に科学的データに基づいて判断し、疑問がある場合は専門家を含む判定委員会に判定を委ねる。</p>
	V2 (V1/V2)	○	○	○	○	○	○	○	○	
	R1 (V1/R1) (V2/R1)	×	×	×	○	×	○	×	○	
	R2 (V1/R2) (V2/R2)	×	×	×	○	×	○	×	○	
	R3 (V2/R3) (R2/R3)	×	×	×	○	×	○	×	○	
2種3層シート	V1/V1/V1 V1/V2/V1	○	○	○	○	○	○	○	○	
	V1/R1/V1* V2/R1/V2*	○	○	○	○	○	○	○	○	
	V1/R2/V1 V2/R2/V2	●	●	●	○	●	○	●	○	
	R2/R3/R2	×	×	×	○	×	○	×	○	